
外貨普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、口座開設店に限り預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の受入れ)

(1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。

① 当社に預入している預金からの振替（当社が定める通貨について取扱いし
ます）

② 外国為替による振込金

(2) 現金（円貨および外貨）による預入はできません。また、小切手、手形等証券類
による預入はできません。

3. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章または署名により
記名押印または自署のうえ、提出してください。なお、場合により本人確認書類の
提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がない時は、預金の払戻しをお断り
することがあります。

(2) 現金（円貨および外貨）による払戻しはできません。

円貨による払戻しは、払戻日の当社所定の為替相場により換算のうえ当社に開設
している預金口座に振替入金のみとなります。

4. (利息)

この預金の利息は、毎年当社所定の日に当社所定の利率および計算方法によって計
算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は外国為替市場の動向、金利情勢の変
化により変更することがあります。

5. (手数料、相場)

(1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当社所定
の相場により換算します。

(2) この預金の預入れ、または払戻しについて当社所定の取扱手数料をいただきます。

6. (届出事項の変更)

(1) 届出の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期限その他の届出事
項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の
前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(2) 届出の印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当社所定の手続をし
た後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあり
ます。

(3) 預金口座の開設の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。ま
た、預金口座開設後もこの預金の取引にあたり法令等で定める本人確認等の確認を
行う場合があります。

7. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年
後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の
成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された
場合も同様にお届けください。

-
-
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2)と同様に届出てください。
 - (4) 前記(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
 - (5) 前記(4)の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当社がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 12(3)①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 12(3)①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (取引の制限等)

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当社に届出している在留期限を経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

12. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、当店に申出てください。
- (2) 次の①から⑥の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社解約の通知を届出のあった氏名(名称)、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

-
-
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が前記 9(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項および前記 11(1)で定める当社からの求めによる各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ 前記 11(1)から(3)に定める取引等の制限に係る事象が1年以上にわたって解消されない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当社が別途表示する一定の期間、預入者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前記(3)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109^{イーネットク}または03-5252-3772

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

(2023年1月4日現在)